

2017年6月1日
逗子市

平成29年逗子市議会第2回定例会付議予定事件

平成29年6月8日開会予定の第2回定例会付議予定事件は、次のとおりです。

1 報告

- ・報告第3号 予算の繰越しについて（一般会計 継続費の通次繰越し）（財政課）
平成28年度逗子市一般会計予算のうち、継続費の設定をした神武寺トンネル改良事業について平成29年度に予算を繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告するもの
- ・報告第4号 予算の繰越しについて（一般会計 繰越明許費）（財政課）
平成28年度逗子市一般会計予算のうち、繰越明許費の設定をした戸籍住民基本台帳事務費ほか2事業について平成29年度に予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するもの
- ・報告第5号 予算の繰越しについて（下水道事業特別会計 繰越明許費）（財政課）
平成28年度逗子市下水道事業特別会計予算のうち、繰越明許費の設定をした公営企業会計移行準備事務費ほか1事業について平成29年度に予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するもの
- ・報告第6号 逗子市土地開発公社の経営状況の報告について（管財契約課）
逗子市土地開発公社の平成28年度の決算並びに平成29年度事業計画・予算及び資金計画について地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により報告するもの
- ・報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）（都市整備課）
平成29年1月16日に発生した逗子市久木8丁目地内、道路管理瑕疵における相手方の車両損傷に伴う損害賠償について、平成29年4月28日付けで専決処分したため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの
- ・報告第8号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）（管財契約課）
平成28年9月28日議案第44号をもって工事請負契約の締結について議決を得た、第3系列水処理設備改築工事について、設計変更の必要性が生じたので、平成29年5月11日付けで専決処分したため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

2 議案

- ・議案第29号 専決処分の承認について（訴えの提起について）（総務課・都市整備課）
平成28年12月14日付けで議決のあった「調停の申立て等について」により申し立てた、沼間五丁目市有地の土地明渡請求調停の不成立に伴う訴訟について、明渡しを求める土地に先般の議決には含まれていない土地が加わる等変更があったことに早急に対応し、今後の訴訟を円滑に進めるに当たり、平成29年5月11日付けで専決処分したため、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるため提案するもの

- ・ **議案第30号 逗子市個人情報保護条例及び逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について** (情報政策課)

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）が公布されたことに伴い、改正の要あるため提案するもの

- ・ **議案第31号 逗子市職員の退職手当に関する条例の一部改正について** (職員課)

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）の施行に伴い、失業者の退職手当について定められた国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）が改正されたことから、本市職員の退職手当について改正の要あるため提案するもの

- ・ **議案第32号 逗子市手数料条例の一部改正について** (まちづくり景観課)

神奈川県において、屋外広告物の許可手数料の改定等を目的として、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）の一部改正を行ったことに伴い、改正の要あるため提案するもの

- ・ **議案第33号 平成29年度逗子市一般会計補正予算（第1号）** (財政課)

(補正額) 歳入歳出とも2億1,708万7千円の増額（補正後の総額194億7,311万8千円）

歳入歳出予算の補正について主な内容は次のとおり

(歳出)

- ・ (仮称) 逗子市自治基本条例の制定に向けた検討に係る経費として (仮称) 自治基本条例検討事業30万9千円を計上
- ・ 小坪162号道路災害防除工事の施工面積及び施工仕様の変更に伴う工事請負費として道路改良事業4,045万円を増額
- ・ 神武寺トンネル改良事業の平成27年度社会資本整備総合交付金の確定に伴う償還金として道路橋りょう事務費9,544万3千円を増額
- ・ 財政融資資金の繰上償還に係る元金として市債償還元金7,011万5千円、加算金として財政管理事務費458万4千円をそれぞれ増額

(歳入)

- ・ 繰入金のほか所要の財源を措置するもの

(地方債)

- ・ 地方債限度額の変更

本件に関するお問い合わせ先
電話046-873-1111 (代表)
※各議案の担当課にお尋ねください。

議案とりまとめ担当：総務課
電話046-873-1111 (代表)